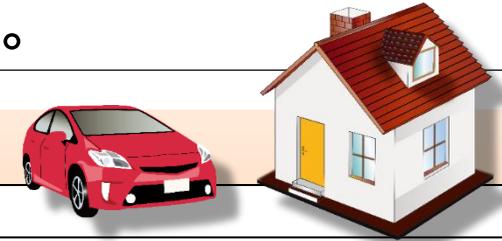


消費税率引き上げと需要変動の平準化等に向けた措置

●消費税率引き上げに関連して以下の措置が定められました。

○需要変動の平準化に向けた措置（消費税10%が前提）



住宅	住宅ローン減税の特例の創設[税]	2019.10～2020.12に居住の用
	住まい給付金の増額・8%時最大30万→10%時50万へ	2021.12までの引渡し・入居で最大50万円、所得制限の緩和も
	次世代住宅ポイント制度	2019.4～2020.3に契約・着工(特例あり)で最大35万ポイント
	住宅取得等資金の贈与税非課税の延長・拡充[税]	2019.4～2021.12の一定の贈与の非課税枠最大3,000万円
車	自動車の保有に係る税負担の軽減 [税]	2019.10以後の登録の自家用車の自動車税率引き下げ等
他	キャッシュレス・消費者還元事業	2019.10～2020.6にキャッシュレス決済で消費者に5% or 2%還元等
	柔軟に価格付けができるようガイドライン整備	消費税と直接関連しない宣伝・広告は規制されない等(2018.11公開)

8%(国6.3%,地1.7%)

2019年10月1日～ 標準税率10% (国7.8%,地2.2%)
軽減税率 8% (国6.24%,地1.76%)

○社会保障の充実化措置

3～5歳児の認可・認可外の幼児教育を無償化or補助	2019.10以後分の利用料(共働き・シングルor専業で差異) 認可外は国の指導監督基準要件について5年間の経過措置
0～2歳児の住民税非課税世帯を対象に幼児教育を無償化	
低年金の高齢者に「年金生活者支援給付金」を支給	認定請求により2019.12月支払分から月額5,000円が基準

○低所得者支援措置

飲食料品・新聞について軽減税率8%を導入[税]	2019.10から引き上げとともに実施
低所得者or0～2歳児の子育て世帯にプレミアム商品券	2019.10～2020.3の半年が有効期限(2.5万円(購入額2万円))

